

第 3 回 系 島 1 市 2 町 合 併 協 議 会

平成 20 年 2 月 21 日 (木) 13 : 30 ~
解放センター前原市隣保館大集会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

() () ()

4 協議事項

(1) 協定項目の調整について (第 2 回合併協議会資料)

協議第 7 号 協定項目 1 0 「一部事務組合の取扱い」について・・・(資料 2 P)

協議第 8 号 協定項目 2 0 「慣行の取扱い」について・・・(資料 1 3 P)

協議第 9 号 協定項目 2 2 「条例・規則の取扱い」について・・・(資料 1 5 P)

協議第 1 0 号 協定項目 2 6 「友好交流の取扱い」について・・・(資料 1 7 P)

(2) 提案事項 (第 3 回合併協議会資料)

協議第 1 1 号 協定項目 3 「新市の名称」について・・・(資料 1 P)

協議第 1 2 号 協定項目 5 「財産及び公の施設の取扱い」について・・・(資料 2 P)

協議第 1 3 号 協定項目 1 2 「地方税の取扱い」について・・・(資料 1 1 P)

協議第 1 4 号 協定項目 1 6 「介護保険事業の取扱い」について・・・(資料 1 4 P)

協議第 1 5 号 協定項目 1 7 「公共的団体等の取扱い」について・・・(資料 2 0 P)

協議第 1 6 号 協定項目 1 9 「町・字名の取扱い」について・・・(資料 3 3 P)

協議第 1 7 号 協定項目 2 3 「都市計画の取扱い」について・・・(資料 3 5 P)

協議第 1 8 号 協定項目 2 4 「給食の取扱い」について・・・(資料 4 3 P)

5 その他

(1) 第 2 回糸島 1 市 2 町合併協議会の会議録について

(2) 糸島 1 市 2 町合併協議会ホームページの開設について

(3) 平成 2 0 年度糸島 1 市 2 町合併協議会の開催日程 (予定) について

- ・ 第 5 回 平成 2 0 年 4 月 1 0 日 (木) 1 3 : 3 0 ~
- ・ 第 6 回 平成 2 0 年 4 月 2 3 日 (水) 9 : 3 0 ~
- ・ 第 7 回 平成 2 0 年 5 月 9 日 (金) 1 3 : 3 0 ~
- ・ 第 8 回 平成 2 0 年 5 月 1 9 日 (月) 1 3 : 3 0 ~
- ・ 第 9 回 平成 2 0 年 5 月 3 0 日 (金) 1 3 : 3 0 ~

6 次回日程について

日 時 : 平成 2 0 年 3 月 2 8 日 (金) 1 3 : 3 0 ~

場 所 : 解放センター前原市隣保館大集会室

7 閉 会

第3回 糸島1市2町合併協議会 資料

(平成20年2月21日開催)

糸島1市2町合併協議会

協議第11号

協定項目3「新市の名称」について

このことについて、次のとおり提出する。

新市の名称は、糸島市とする。

平成20年2月21日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

協議第12号

協定項目5「財産及び公の施設の取扱い」について

このことについて、次のとおり提出する。

1市2町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

平成20年2月21日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目 第 5 号	財産及び公の施設の取扱い(財産・物品)	専門部会 (分科会)	行財政 (管財)	分科会長・担当者 志摩町 古川光規	前 原 市 財政課 波多江 邦彦	二 丈 町 総務課 吉田 秀利	志 摩 町 総務課 古川 光規
調整内容	1市2町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
【財産】 公有財産（H19.3.31現在）一般会計 ・土地 7,737,485㎡ 本庁舎 12,725㎡ 学校 316,801㎡ 公営住宅 36,778㎡ 公園 200,102㎡ その他の施設 1,192,684㎡ 山林 5,931,926㎡ 原野 1,647㎡ 宅地 6,669㎡ 田 0㎡ 畑 0㎡ 墓地 0㎡ その他 27,176㎡ 消防施設 10,977㎡ ・建物 165,966㎡ 本庁舎 8,827㎡ 学校 90,691㎡ 公営住宅 16,385㎡ 公園 485㎡ その他の施設 48,634㎡ 消防施設 944㎡ ・山林 5,931,926㎡ 所有 5,931,926㎡ 分収 0㎡ ・立木の推定蓄積量 116,080㎥ 所有 116,080㎥ 分収 0㎥ 【物品】 （H19.3.31現在） ・乗用車（トラック、軽貨物含む）62台 ・消防自動車 7台	【財産】 公有財産（H19.3.31現在）一般会計 ・土地 7,607,477㎡ 本庁舎 8,523㎡ 学校 100,996㎡ 公営住宅 11,709㎡ 公園 388,593㎡ その他の施設 46,096㎡ 山林 6,866,240㎡ 原野 438㎡ 宅地 12,914㎡ 田 0㎡ 畑 0㎡ 墓地 16,721㎡ その他 155,247㎡ ・建物 43,774㎡ 本庁舎 5,165㎡ 学校 26,234㎡ 公営住宅 3,229㎡ 公園 683㎡ その他の施設 8,463㎡ ・山林 6,866,240㎡ 所有 3,141,588㎡ 分収 3,724,652㎡ ・立木の推定蓄積量 219,964㎥ 所有 103,642㎥ 分収 116,322㎥ 【物品】 （H19.3.31現在） ・乗用車 21台 ・消防自動車 4台	【財産】 公有財産（H19.3.31現在）一般会計 ・土地 1,428,303㎡ 本庁舎 12,633㎡ 学校 172,869㎡ 公営住宅 12,633㎡ 公園 69,843㎡ その他の施設 65,783㎡ 山林 87,326㎡ 原野 0㎡ 宅地 20,421㎡ 田畑 81㎡ 墓地 0㎡ その他 986,714㎡ ・建物 52,563㎡ 本庁舎 4,377㎡ 学校 29,343㎡ 公営住宅 4,411㎡ 公園 0㎡ その他の施設 14,432㎡ ・山林 87,326㎡ 所有 87,326㎡ 分収 0㎡ ・立木の推定蓄積量 0㎥ 所有 0㎥ 分収 0㎥ 【物品】 （H19.3.31現在） ・乗用車 19台 ・消防自動車 6台	すべて、新市に引き継ぐ。 【財産】 公有財産（H19.3.31現在）一般会計 ・土地合計 16,773,265㎡ ・建物合計 262,303㎡ ・山林合計 12,885,492㎡ ・立木の推定蓄積量合計 336,044㎥ 【物品】 （H19.3.31現在） ・乗用車合計 102台 ・消防自動車合計 17台

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	財産及び公の施設の取扱い(財産・物品)	専門部会 (分科会)	行財政 (管財)	分科会長・担当者 志摩町 古川光規	前 原 市 財政課 波多江 邦彦	二 丈 町 総務課 吉田 秀利	志 摩 町 総務課 古川 光規
第 5 号							
調整内容	1市2町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
【上水道事業】(H19.3.31現在) ・土地 38,378.97㎡ ダム 10,821.28㎡ 浄水場 4,107.01㎡ 水源場 9,342.43㎡ 送水施設 182.76㎡ 配水施設 13,925.49㎡ ・建物 1,740.45㎡ ダム 21.82㎡ 浄水場 1,280.63㎡ 水源場 282.00㎡ 配水施設 156.00㎡ 【公共下水道事業】(H19.3.31現在) ・土地 62,186㎡ 処理場 60,020㎡ ポンプ場 1,880㎡ 管路用地 286㎡ ・建物 4,646㎡ 処理場 4,646㎡ 【農業集落排水等事業】(H19.3.31現在) ・土地 4,114㎡ 処理場 3,843㎡ 管路用地 271㎡ ・建物 303㎡ 処理場 303㎡	【上水道事業】(H19.3.31現在) ・土地 8,331㎡ 浄水場 784㎡ 水源場 2,752㎡ 配水池 4,795㎡ ・建物 184㎡ 浄水場 59㎡ 水源場 107㎡ 配水池 18㎡ ・物品 軽自動車 1台	【上水道事業】(H19.3.31現在) ・土地 9,256.00㎡ 浄水場 1,241.00㎡ 水源場 1,329.51㎡ 送水施設 156.00㎡ 配水施設 6,529.49㎡ ・建物 107.08㎡ 浄水場 98.20㎡ 配水施設 8.88㎡ 【公共下水道事業】(H19.3.31現在) ・土地 7,763㎡ 処理場 6,183㎡ マンホールポンプ場 11㎡ 進入道路 1,569㎡ ・建物 93㎡ 処理場 93㎡ 【漁業集落排水事業】(H19.3.31現在) ・土地 367㎡ 処理場 367㎡ ・建物 126㎡ 処理場 126㎡ 【渡船事業】(H19.3.31現在) ・建物 68㎡ その他の施設 68㎡ ・物品 船舶 (30.00トン) 1隻 浮棧橋 (5m×20m×1.4m) (5m×20m×1.6m) 2台	【上水道事業】(H19.3.31現在) ・土地合計 55,965.97㎡ ・建物合計 2,031.53㎡ ・物品合計 軽自動車 1台 【公共下水道事業】(H19.3.31現在) ・土地合計 69,949㎡ ・建物合計 4,739㎡ 【農業集落排水等事業】(H19.3.31現在) ・土地合計 4,114㎡ ・建物合計 303㎡ 【漁業集落排水事業】(H19.3.31現在) ・土地合計 367㎡ ・建物合計 126㎡ 【渡船事業】(H19.3.31現在) ・建物合計 その他の施設 68㎡ ・物品合計 船舶 (30.00トン) 1隻 浮棧橋 (5m×20m×1.4m) (5m×20m×1.6m) 2台

糸島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	財産及び公の施設の取扱い(有価証券)	専門部会 (分科会)	行財政 (財政)	分科会長・担当者 前原市 波多江邦彦	前原市 財政課 波多江 邦彦	二丈町 総務課 吉田 秀利	志摩町 総務課 古川 光規
第 5 号							
調整内容	1 市 2 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。						

前原市の現状	二丈町の現状	志摩町の現状	調整の具体的内容
有価証券 平成18年度末現在高	有価証券 平成18年度末現在高	有価証券 平成18年度末現在高	すべて、新市に引き継ぐ。
出資による権利 福岡県漁業信用基金協会 1,050千円 福岡県農業信用基金協会 1,810千円 (社)ふくおか園芸農業振興協会 10千円 福岡県信用保証協会 2,170千円 (財)福岡県栽培漁業公社 2,000千円 (社)福岡県畜産協会 220千円 福岡地区水道企業団 1,045,199千円 災害共済基金組合 129,654千円 (財)九州大学学術研究都市推進機構 7,000千円 福岡広域森林組合 5,850千円 前原市土地開発公社 3,000千円 前原市管理公社 15,000千円 計 1,212,963千円	出資による権利 福岡県漁業信用基金協会 2,300千円 福岡県農業信用基金協会 890千円 (社)ふくおか園芸農業振興協会 10千円 福岡県信用保証協会 250千円 (財)福岡県栽培漁業公社 4,000千円 (社)福岡県畜産協会 260千円 福岡地区水道企業団 327,803千円 災害共済基金組合 105,800千円 (財)九州大学学術研究都市推進機構 2,000千円 福岡広域森林組合 869千円 (株)リフレッシュニ丈 20,000千円 計 464,182千円	出資による権利 福岡県漁業信用基金協会 4,750千円 福岡県農業信用基金協会 1,120千円 (社)ふくおか園芸農業振興協会 10千円 福岡県信用保証協会 561千円 (財)福岡県栽培漁業公社 6,000千円 (社)福岡県畜産協会 290千円 福岡地区水道企業団 510,570千円 災害共済基金組合 140,121千円 (財)九州大学学術研究都市推進機構 7,000千円 (株)志摩海洋センター 10,200千円 計 680,622千円	出資による権利合計 2,357,767千円
預託金(商工水産課担当) 労働者融資預託金(九州労金) 25,000千円 漁業振興融資預託金(漁協組合) 25,000千円 中小企業融資預託金(信用組合) 170,000千円 計 220,000千円	預託金 二丈町商工会 0千円 (H18年度中10,000千円貸付、H18年度末全額返還)	預託金 志摩町商工協同組合 20,000千円	預託金合計 240,000千円
貸付金 住宅新築資金等貸付金 463,414千円 地域総合整備資金貸付金 29,641千円 九州旅客鉄道筑肥線複線化等事業貸付金 252,047千円 計 745,102千円	貸付金 住宅新築資金等貸付金 24,428千円	貸付金 住宅新築資金等貸付金 9,666千円 地域総合整備資金 37,049千円 計 46,715千円	貸付金合計 816,245千円

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目 第 5 号	財産及び公の施設の取扱い(基金)	専門部会 (分科会)	行財政 (財政)	分科会長・担当者 前原市 波多江邦彦	前 原 市 財政課 波多江 邦彦	二 丈 町 総務課 吉田 秀利	志 摩 町 総務課 古川 光規
調整内容	1市2町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
<p>基金</p> <p>平成18年度末現在高 種別 用途</p> <p>【財政調整基金】 1,598,338千円 取崩し型 一般財源。年度間の財源調整</p> <p>【減債基金】 203千円 取崩し型 市債の償還財源</p> <p>【公共施設等整備基金】 598,353千円 取崩し型 前原市の将来における公共施設等の整備のため。</p> <p>【ふるさと創生基金】 2,564千円 取崩し型 個性的な地域づくり事業に必要な資金を積み立てる。</p> <p>【高額療養費支払資金貸付基金】 6,000千円 定額運用基金 療養に係る一部負担金の支払いに必要な資金の貸付</p> <p>【水源保全基金】 50,826千円 取崩し型 水源の保全及び涵養機能の向上を図る事業を行う。</p>	<p>基金</p> <p>平成18年度末現在高 種別 用途</p> <p>【財政調整基金】 832,337千円 取崩し型 一般財源</p> <p>【高額療養貸付基金】 1,500千円 定額運用基金 療養に係る一部負担金の支払いに必要な資金の貸付</p>	<p>基金</p> <p>平成18年度末現在高 種別 用途</p> <p>【財政調整基金】 181,748千円 取崩し型 一般財源（町財政の健全性の確保）</p> <p>【減債基金】 100,553千円 取崩し型 町債の償還財源</p> <p>【国民健康保険高額療養費貸付基金】 4,000千円 定額運用基金 高額療養者への貸付</p> <p>【水道水源開発基金】 17,570千円 取崩し型 水道水源開発に要する経費への充当</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>すべて、新市に引き継ぐ。 ただし、二丈町の奨学基金については、新市では新規募集は行わない。</p>

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目 第 5 号	財産及び公の施設の取扱い(基金)	専門部会 (分科会)	行財政 (財政)	分科会長・担当者 前原市 波多江邦彦	前原市 財政課 波多江 邦彦	二丈町 総務課 吉田 秀利	志摩町 総務課 古川 光規
調整内容	1市2町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
<p>住宅新築資金等貸付事業特別会計</p> <p>【財政調整基金】 2千円 取崩し型 運営資金</p> <p>国民健康保険特別会計</p> <p>【財政調整基金】 230,768千円 取崩し型 国保事業の円滑な運用のため</p> <p>農業集落排水事業等特別会計</p> <p>【減債基金】 441千円 取崩し型 市債の償還</p> <p>介護保険事業特別会計</p> <p>【介護給付費準備基金】 80,987千円 取崩し型 中期財政運営期間内に発生した剰余金を同期間内の 保険給付費に充てる。</p> <p>【高額介護サービス費支払資金貸付基金】 3,000千円 定額運用基金 介護サービスに係る一部負担金の支払いに必要な資 金の貸付</p> <p>平成18年度末各種基金の現在高 (一般会計及び各特別会計) 2,937,862千円</p>	<p>国民健康保険特別会計</p> <p>【財政調整基金】 67,633千円 取崩し型 保険給付費の財源不足への充当</p> <p>平成18年度末各種基金の現在高 (一般会計及び各特別会計(財産区を除く。)) 1,655,193千円</p>	<p>国民健康保険特別会計</p> <p>【国民健康保険特別会計基金】 367千円 取崩し型 保険給付費の財源不足への充当</p> <p>平成18年度末各種基金の現在高 (一般会計及び各特別会計) 859,290千円</p>	<p>平成18年度末各種基金の現在高合計 (一般会計及び各特別会計(財産区を除く。)) 5,452,345千円</p>

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	財産及び公の施設の取扱い(地方債・企業債)	専門部会 (分科会)	行財政 (財政)	分科会長・担当者 前原市 波多江邦彦	前 原 市 財政課 波多江 邦彦	二 丈 町 総務課 吉田 秀利	志 摩 町 総務課 古川 光規
第 5 号							
調整内容	1市2町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容																																																						
地方債・企業債残高等	地方債・企業債残高等	地方債・企業債残高等	すべて、新市に引き継ぐ。																																																						
平成18年度発行状況	平成18年度発行状況	平成18年度発行状況	平成18年度発行状況																																																						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般会計</td> <td style="text-align: right;">1,031,900千円</td> </tr> <tr> <td> 一般公共事業債</td> <td style="text-align: right;">21,000千円</td> </tr> <tr> <td> 一般単独事業債</td> <td style="text-align: right;">114,700千円</td> </tr> <tr> <td> 臨時地方道路整備事業債</td> <td style="text-align: right;">103,500千円</td> </tr> <tr> <td> 一般分</td> <td style="text-align: right;">11,200千円</td> </tr> <tr> <td> 教育・福祉施設等整備事業債</td> <td style="text-align: right;">134,200千円</td> </tr> <tr> <td> 災害復旧事業債</td> <td style="text-align: right;">5,300千円</td> </tr> <tr> <td> 財源対策債</td> <td style="text-align: right;">23,100千円</td> </tr> <tr> <td> 減税補てん債</td> <td style="text-align: right;">54,600千円</td> </tr> <tr> <td> 臨時財政対策債</td> <td style="text-align: right;">645,400千円</td> </tr> <tr> <td> 都道府県貸付金</td> <td style="text-align: right;">26,400千円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">7,200千円</td> </tr> </table>	一般会計	1,031,900千円	一般公共事業債	21,000千円	一般単独事業債	114,700千円	臨時地方道路整備事業債	103,500千円	一般分	11,200千円	教育・福祉施設等整備事業債	134,200千円	災害復旧事業債	5,300千円	財源対策債	23,100千円	減税補てん債	54,600千円	臨時財政対策債	645,400千円	都道府県貸付金	26,400千円	その他	7,200千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般会計</td> <td style="text-align: right;">240,500千円</td> </tr> <tr> <td> 一般公共事業債</td> <td style="text-align: right;">15,700千円</td> </tr> <tr> <td> 災害復旧事業債</td> <td style="text-align: right;">21,500千円</td> </tr> <tr> <td> 減税補てん債</td> <td style="text-align: right;">8,600千円</td> </tr> <tr> <td> 臨時財政対策債</td> <td style="text-align: right;">192,700千円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">2,000千円</td> </tr> </table>	一般会計	240,500千円	一般公共事業債	15,700千円	災害復旧事業債	21,500千円	減税補てん債	8,600千円	臨時財政対策債	192,700千円	その他	2,000千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般会計</td> <td style="text-align: right;">315,000千円</td> </tr> <tr> <td> 一般公共事業債</td> <td style="text-align: right;">63,000千円</td> </tr> <tr> <td> 学校教育施設等整備事業債</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> </tr> <tr> <td> 社会福祉施設整備事業債</td> <td style="text-align: right;">7,700千円</td> </tr> <tr> <td> 災害復旧事業債</td> <td style="text-align: right;">100千円</td> </tr> <tr> <td> 減税補てん債</td> <td style="text-align: right;">11,100千円</td> </tr> <tr> <td> 臨時財政対策債</td> <td style="text-align: right;">218,600千円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">3,500千円</td> </tr> </table>	一般会計	315,000千円	一般公共事業債	63,000千円	学校教育施設等整備事業債	11,000千円	社会福祉施設整備事業債	7,700千円	災害復旧事業債	100千円	減税補てん債	11,100千円	臨時財政対策債	218,600千円	その他	3,500千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般会計合計</td> <td style="text-align: right;">1,587,400千円</td> </tr> </table>	一般会計合計	1,587,400千円
一般会計	1,031,900千円																																																								
一般公共事業債	21,000千円																																																								
一般単独事業債	114,700千円																																																								
臨時地方道路整備事業債	103,500千円																																																								
一般分	11,200千円																																																								
教育・福祉施設等整備事業債	134,200千円																																																								
災害復旧事業債	5,300千円																																																								
財源対策債	23,100千円																																																								
減税補てん債	54,600千円																																																								
臨時財政対策債	645,400千円																																																								
都道府県貸付金	26,400千円																																																								
その他	7,200千円																																																								
一般会計	240,500千円																																																								
一般公共事業債	15,700千円																																																								
災害復旧事業債	21,500千円																																																								
減税補てん債	8,600千円																																																								
臨時財政対策債	192,700千円																																																								
その他	2,000千円																																																								
一般会計	315,000千円																																																								
一般公共事業債	63,000千円																																																								
学校教育施設等整備事業債	11,000千円																																																								
社会福祉施設整備事業債	7,700千円																																																								
災害復旧事業債	100千円																																																								
減税補てん債	11,100千円																																																								
臨時財政対策債	218,600千円																																																								
その他	3,500千円																																																								
一般会計合計	1,587,400千円																																																								
農業集落排水事業等特別会計	25,200千円																																																								
水道事業会計	101,400千円																																																								
下水道事業会計	603,100千円																																																								
総合計	1,761,600千円		総合計 2,317,100千円																																																						

協議第13号

協定項目12「地方税の取扱い」について

このことについて、次のとおり提出する。

- 1 法人市民税法人税割の税率は、前原市の税率による。ただし、合併する日の属する年度は、各市町の税率とする。
- 2 上記以外の税の税率は、現行のとおりとする。
- 3 宅地等評価の補正項目及び補正率については、1市2町の実状を勘案しながら、平成24年度（次々回）の評価替えを目途に段階的に調整する。

平成20年2月21日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	地方税の取扱い(税率)	専門部会 (分科会)	行財政 (税務)	分科会長・担当者 二丈町 青木 政澄	前 原 市 税務課 井土 敏幸	二 丈 町 税務課 青木 政澄	志 摩 町 税務課 行友 淳次
第12号							
調整内容	1 法人市民税法人税割の税率は、前原市の税率による。ただし、合併する日の属する年度は、各市町の税率とする。 2 上記以外の税の税率は、現行のとおりとする。 3 宅地等評価の補正項目及び補正率については、1市2町の実状を勘案しながら、平成24年度(次々回)の評価替えを目途に段階的に調整する。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
【市町村民税】 個人市民税 均等割 3,000円 所得割 課税標準 × 税率 6/100	【市町村民税】 個人町民税 均等割 同 左 所得割 同 左	【市町村民税】 個人町民税 均等割 同 左 所得割 同 左	個人市民税 現行標準税率のとおりとする。
法人市民税 均等割 資本等の金額 従業員数 税額 1千万円以下 50人以下 50,000円 1千万円超1億円以下 50人超 120,000円 1億円超10億円以下 50人以下 130,000円 10億円超50億円以下 50人超 150,000円 50億円超 50人超 400,000円 50億円超 50人超 1,750,000円 50億円超 50人超 3,000,000円 法人税割 税率14.7/100	法人町民税 均等割 同 左 法人税割 税率12.3/100	法人町民税 均等割 同 左 法人税割 同 左	法人市民税 均等割 現行標準税率のとおりとする。 法人税割 法人市民税法人税割の税率は、前原市の税率による。ただし、合併する日の属する年度は、各市町の税率とする。
【固定資産税】 税率 1.4/100	【固定資産税】 同 左	【固定資産税】 同 左	現行標準税率のとおりとする。
【軽自動車税】 原動機付自転車 1,000円(二輪のもので総排気量 0.05 L 以下又は定格出力0.6KW以下) 原動機付自転車 1,200円(二輪のもので総排気量 0.05 L 超又は0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下) 原動機付自転車 1,600円(二輪のもので総排気量 0.09 L 超0.125L以下又は定格出力0.8KW超1.0KW以下) 原動機付自転車 2,500円(三輪以上のもの総排気量 0.02 L 超又は定格出力0.25KW超) 二輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 1,600円 小型特殊自動車 その他のもの 4,700円 軽自動車 二輪のもの(側車付きのものを含む。) 2,400円 軽自動車 三輪のもの 3,100円 軽自動車 四輪以上のもの 乗用 営業用 5,500円 軽自動車 四輪以上のもの 乗用 自家用 7,200円 軽自動車 四輪以上のもの 貨物 営業用 3,000円 軽自動車 四輪以上のもの 貨物 自家用 4,000円	【軽自動車税】 同 左	【軽自動車税】 同 左	現行標準税率のとおりとする。
【市町村たばこ税】 紙巻たばこ等 1,000本につき 3,298円 旧3級品以下 1,000本につき 1,564円	【市町村たばこ税】 同 左	【市町村たばこ税】 同 左	現行標準税率のとおりとする。
【特別土地保有税】 保有分 税率1.4/100 取得分 税率 3/100	【特別土地保有税】 同 左	【特別土地保有税】 同 左	現行標準税率のとおりとする。
【入湯税】 宿泊するもの 1人1泊につき 150円 宿泊しないもの 1人1日につき 50円	【入湯税】 同 左	【入湯税】 該当なし	現行標準税率のとおりとする。
【鉱産税】 課税標準額200万円超 税率 1/100 " 200万円以下 税率0.7/100 納税義務者がいないため課税していない。	【鉱産税】 同 左	【鉱産税】 該当なし	現行標準税率のとおりとする。

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	地方税の取扱い(土地評価)	専門部会 (分科会)	行財政 (税務)	分科会長・担当者 二丈町 青木 政澄	前 原 市 税務課 井土 敏幸	二 丈 町 税務課 青木 政澄	志 摩 町 税務課 行友 淳次
第12号							
調整内容	1 法人市民税法人税割の税率は、前原市の税率による。ただし、合併する日の属する年度は、各市町の税率とする。 2 上記以外の税の税率は、現行のとおりとする。 3 宅地等評価の補正項目及び補正率については、1市2町の実状を勘案しながら、平成24年度(次々回)の評価替えを目途に段階的に調整する。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
<p>固定資産税(土地評価業務)</p> <p>【状況類似分類業務】 価格帯によって状況の類似した地域を分類されているが、道路の新設、町並の開発など状況の変化に応じて専門家(委託業者)と検討の上、見直しを行う。 1 都市計画法など行政の規制による区分 2 地形などによる区分 3 開発などによる状況の差による区分等</p> <p>現在の状況類似地区・標準宅地数 330地区、330地点</p> <p>【鑑定委託業務】 状況類似の区切りごとに標準地を設ける。標準地は、状況類似の中心的で標準的な区画で比較的条件のよいところを選び、中心的な道路に面しているところとする。 鑑定評価は県内、福岡地区内、隣接市町とのバランスを取るため鑑定士に委託している。標準地選び、標準値の資料(都市規制状況、道路状況、水道・下水道、公共施設の状況、など)を鑑定士に提供すると同時に合同で現地調査を行う。 下落地区については事前に公示価格などの状況により鑑定士に下落動向を把握してもらったあと下落地点を抽出し契約して、下落率を鑑定してもらう。</p> <p>【路線設定業務】 1 箇所の状況類似の中に10本程度の路線価を設定する。これも委託業務により既に設定されているが基準年度毎に見直しを行う。状況類似の見直しと同じように道路・環境状況の変化により見直す。ただし、課税標準の計算の基になる過去の価格は路線毎にデータを持っているために、路線の引き直しを行うと価格のバランスは取れても税額が急激に変化することもあり、過去の路線価格も同時に見る必要がある。 1 都市計画法など行政の規制による区分 2 道路等級、道路幅員、舗装、歩道状況、勾配、周辺の整備状況などによる区分等</p> <p>路線価付設数 約3,800本 (その他の宅地評価法は用いていない。)</p>	<p>固定資産税(土地評価業務)</p> <p>【状況類似分類業務】 同 左</p> <p>現在の状況類似地区・標準宅地数 105地区、105地点</p> <p>【鑑定委託業務】 同 左</p> <p>【路線設定業務】 現在深江地区と福吉地区に各1地域、計2地域設定している。</p> <p>路線価付設数 約450本 (路線価を付設していない地区は、標準宅地で評価)</p>	<p>固定資産税(土地評価業務)</p> <p>【状況類似分類業務】 同 左</p> <p>現在の状況類似地区・標準宅地数 101地区、101地点</p> <p>【鑑定委託業務】 同 左</p> <p>【路線設定業務】 状況類似の中に路線価を設定する。これも委託業務により既に設定されているが基準年度毎に見直すこととなる。 1 都市計画法など行政の規制による区分 2 道路等級、道路幅員、舗装、歩道状況、勾配、周辺の整備状況などによる区分等</p> <p>路線価付設数 約380本 (路線価を付設していない地区は、標準宅地で評価)</p>	<p>(宅地等の評価) 補正項目及び補正率については、1市2町の実状を勘案しながら、平成24年度(次々回)の評価替えを目途に段階的に調整する。</p>

協議第14号

協定項目16「介護保険事業の取扱い」について

このことについて、次のとおり提出する。

- 1 介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。なお、二丈町、志摩町は、合併の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。
ただし、合併年度の残存期間の給付は、福岡県介護保険広域連合と協議し調整する。
- 2 介護保険料については、合併前までに1市2町で協議し、新市において定める。なお、保険料は、給付費の抑制を図りながら、できるだけ低く設定できるように努める。
また、合併年度の残存期間の賦課徴収は、福岡県介護保険広域連合及び社会保険庁と協議し調整する。
- 3 第1号被保険者の普通徴収の納期は、6月から翌年の3月までの10期とする。

平成20年2月21日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	介護保険事業の取扱い(運営)	専門部会 (分科会)	健康福祉 (介護保険)	分科会長・担当者 前原市 松尾 さとみ	前 原 市 保険年金課 松尾 さとみ	二 丈 町 健康福祉課 満生 治幸	志 摩 町 健康福祉課 岡本 修
第16号							
調整内容	1 介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。なお、二丈町、志摩町は、合併の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。 ただし、合併年度の残存期間の給付は、福岡県介護保険広域連合と協議し調整する。 2 介護保険料については、合併前までに1市2町で協議し、新市において定める。なお、保険料は、給付費の抑制を図りながら、できるだけ低く設定できるよう努める。 また、合併年度の残存期間の賦課徴収は、福岡県介護保険広域連合及び社会保険庁と協議し調整する。 3 第1号被保険者の普通徴収の納期は、6月から翌年の3月までの10期とする。						
前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状			調整の具体的内容		
【概要】 市町村は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。 【対象者】 40歳以上の被保険者 【保険給付】 1 居宅サービス(13種類) 2 施設サービス(3種類) 3 地域密着型サービス(3種類) (対象者) 40歳以上の要介護・要支援認定を受けている被保険者 (利用者負担) 利用料の1割 (経費負担) 保険給付費 ・40歳以上の被保険者の保険料：50% ・国25%、県12.5%、市12.5%：50% 【経費負担】 国・県負担金、国補助金、市費 【運営方法】 単独実施 【財政安定化基金の借入状況】 借入なし	【概要】 市町村は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。 【対象者】 40歳以上の被保険者 【保険給付】 1 居宅サービス(13種類) 2 施設サービス(3種類) 3 地域密着型サービス(3種類) (対象者) 40歳以上の要介護・要支援認定を受けている被保険者 (利用者負担) 利用料の1割 (経費負担) 保険給付費 ・40歳以上の被保険者の保険料：50% ・国25%、県12.5%、町12.5%：50% 【経費負担】 国・県負担金、国補助金、町費(広域連合負担金) 【運営方法】 広域実施 福岡県介護保険広域連合(39市町村) 【財政安定化基金の借入状況】 平成13、14年度に同広域連合で借入 【広域連合介護保険事業所整備の設立経費】 居宅サービス事業所の設立経費を負担 ・施設名：株式会社 よろこび ・場 所：本社福岡市、支社田川市 【介護保険準備基金の状況】 平成18年度現在基金積立額 637,998千円 *広域連合を脱会した場合は、基金(積立金)の返還はない。	同左			介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。なお、二丈町、志摩町は、合併の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。 ただし、合併年度の残存期間の給付は、福岡県介護保険広域連合と協議し調整する。		

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	介護保険事業の取扱い(介護保険事業計画)	専門部会 (分科会)	健康福祉 (介護保険)	分科会長・担当者 前原市 松尾 さとみ	前 原 市 保険年金課 松尾 さとみ	二 丈 町 健康福祉課 満生 治幸	志 摩 町 健康福祉課 岡本 修
第16号							
調整内容	<p>1 介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。なお、二丈町、志摩町は、合併の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。ただし、合併年度の残存期間の給付は、福岡県介護保険広域連合と協議し調整する。</p> <p>2 介護保険料については、合併前までに1市2町で協議し、新市において定める。なお、保険料は、給付費の抑制を図りながら、できるだけ低く設定できるよう努める。また、合併年度の残存期間の賦課徴収は、福岡県介護保険広域連合及び社会保険庁と協議し調整する。</p> <p>3 第1号被保険者の普通徴収の納期は、6月から翌年の3月までの10期とする。</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
<p>【概要】 市町村は3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(介護保険事業計画)を定める。</p> <p>【附属機関】前原市高齢者保健福祉事業運営協議会</p> <p>(概要) 市長の諮問に応じ、老人保健法、老人福祉法、及び介護保険法の規定に基づく、高齢者保健計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに事業運営に関する事項について、調査、研究及び審議等を行う。</p> <p>(構成委員) 被保険者代表 5人 事業者代表 5人 公益代表 5人</p> <p>(任期) 2年</p> <p>(報酬) 日額 会長 4,900円 委員 4,700円</p> <p>(費用弁償) 日額 会長・委員 2,200円</p>	<p>【概要】 市町村は3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(介護保険事業計画)を定める。</p> <p>【附属機関】福岡県介護保険広域連合介護保険計画策定委員会</p> <p>(概要) 広域連合長の諮問に応じ、事業計画に関し基本的事項及びその他重要事項について、調査・審議を行う。</p> <p>(構成委員) 20人(有識者・保健、福祉、医療関係者代表・被保険者代表・その他、広域連合長が必要と認める者)</p> <p>(任期) 事業計画の策定が終了するまで。</p> <p>(報酬) 日額 会長 5,000円 委員 5,000円</p> <p>(費用弁償) 日額 会長・委員 7,000円～5,000円</p>	<p>同左</p>	<p>第4期(平成21～23年度)の22、23年度分の介護保険事業計画については、合併前までに1市2町で協議し、新市において定める。</p> <p>附属機関である介護保険計画策定委員会については、新市において新たに設置する。</p>

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	介護保険事業の取扱い(要介護認定事務)	専門部会 (分科会)	健康福祉 (介護保険)	分科会長・担当者 前原市 松尾 さとみ	前 原 市 保険年金課 松尾 さとみ	二 丈 町 健康福祉課 満生 治幸	志 摩 町 健康福祉課 岡本 修
第16号							
調整内容	<p>1 介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。なお、二丈町、志摩町は、合併の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。 ただし、合併年度の残存期間の給付は、福岡県介護保険広域連合と協議し調整する。</p> <p>2 介護保険料については、合併前までに1市2町で協議し、新市において定める。なお、保険料は、給付費の抑制を図りながら、できるだけ低く設定できるよう努める。</p> <p>3 第1号被保険者の普通徴収の納期は、6月から翌年の3月までの10期とする。</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
<p>【概要】 被保険者は介護保険の給付を受けるため市町村の認定を受ける必要があり、要介護認定事務を行う。</p> <p>【対象者】 40歳以上の要介護・要支援認定を受けている被保険者及び40歳以上の新規に要介護・要支援認定を申請される被保険者</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【経費負担】 市費</p> <p>【附属機関】 ・名称 前原市介護認定審査会</p> <p>・目的 介護保険法第14条に規定する介護認定審査会</p> <p>・構成 委員定数 30人以内 現委員数 25人(5合議体) 前原市長が任命 任期 2年 再任可 委員の互選により会長を選出 事務局は前原市保険年金課</p> <p>・報酬、費用弁償 報酬 合議体の長 13,000円 委 員 10,900円 費用弁償 2,200円</p> <p>・経費 市費</p> <p>【認定調査】 調査員 5人</p>	<p>【概要】 被保険者は介護保険の給付を受けるため市町村の認定を受ける必要があり、要介護認定事務を行う。</p> <p>【対象者】 40歳以上の要介護・要支援認定を受けている被保険者及び40歳以上の新規に要介護・要支援認定を申請される被保険者</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【経費負担】 町費(広域連合負担金)</p> <p>【附属機関】 ・名称 福岡県介護保険広域連合介護認定審査会</p> <p>・目的 介護保険法第14条に規定する介護認定審査会</p> <p>・構成 委員定数 900人以内 現委員数(糸島支部) 20人(4合議体) 広域連合長が任命 任期 2年 再任可 委員の互選により会長を選出 事務局は福岡県介護保険広域連合糸島支部</p> <p>・報酬、費用弁償 報酬 合議体の長 13,500円 委 員 11,300円 費用弁償 2,000円</p> <p>・経費 町費(広域連合負担金)</p> <p>【認定調査】 調査員 4人</p>	<p>同左</p>	<p>介護認定審査会については、新市において新たに設置する。</p> <p>認定調査は、直営で行う。</p>

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	介護保険事業の取扱い(賦課・収納)	専門部会 (分科会)	健康福祉 (介護保険)	分科会長・担当者 前原市 松尾 さとみ	前 原 市 保険年金課 松尾 さとみ	二 丈 町 健康福祉課 満生 治幸	志 摩 町 健康福祉課 岡本 修
第16号							
調整内容	<p>1 介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。なお、二丈町、志摩町は、合併の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。ただし、合併年度の残存期間の給付は、福岡県介護保険広域連合と協議し調整する。</p> <p>2 介護保険料については、合併前までに1市2町で協議し、新市において定める。なお、保険料は、給付費の抑制を図りながら、できるだけ低く設定できるよう努める。また、合併年度の残存期間の賦課徴収は、福岡県介護保険広域連合及び社会保険庁と協議し調整する。</p> <p>3 第1号被保険者の普通徴収の納期は、6月から翌年の3月までの10期とする。</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
<p>【概要】 本人及び世帯員の前年における税情報に基づき、介護保険料率の計算をし、賦課をして対象者に通知し、納付された保険料を収納する。</p> <p>【対象者】 前原市に住む65歳以上（第1号被保険者）の者</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【経費負担】 市費</p> <p>【保険料】</p> <p>1) 対象者数 11,914人(19年3月末現在)</p> <p>2) 保険料段階 7段階方式</p> <p>3) 基準月額保険料 4,000円</p> <p>4) 納付方法</p> <p style="margin-left: 20px;">第1号被保険者</p> <p style="margin-left: 40px;">イ) 特別徴収 年金額が年額18万円 (月額15,000円)以上の者</p> <p style="margin-left: 40px;">・対象者 9,855人(19年3月末現在)</p> <p style="margin-left: 40px;">・納期 年6回(年金から引かれる。)</p> <p style="margin-left: 40px;">ロ) 普通徴収 年金額が年額18万円 (月額15,000円)未満の者</p> <p style="margin-left: 40px;">・対象者 2,509人(19年3月末現在)</p> <p style="margin-left: 40px;">・納期 年10回(6月から3月までの月末)</p> <p style="margin-left: 20px;">第2号被保険者</p> <p style="margin-left: 40px;">医療保険と一括徴収(国保や健保等)</p> <p style="margin-left: 20px;">* 督促手数料: 100円</p> <p>5) 所得段階別の保険料一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階 24,000円(年額) 2,000円(月額) ・第2段階 30,000円(年額) 2,500円(月額) ・第3段階 36,000円(年額) 3,000円(月額) ・第4段階 48,000円(年額) 4,000円(月額) ・第5段階 60,000円(年額) 5,000円(月額) ・第6段階 72,000円(年額) 6,000円(月額) ・第7段階 84,000円(年額) 7,000円(月額) <p>6) 保険料の減免制度 災害その他特別な事情に対する減免 低所得者に対する減免</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【対象者】 二丈町に住む65歳以上（第1号被保険者）の者</p> <p>【利用者負担】 同左</p> <p>【経費負担】 町費(広域連合負担金)</p> <p>【保険料】</p> <p>1) 対象者数 4,020人(19年3月末現在)</p> <p>2) 保険料段階 8段階方式</p> <p>3) 基準月額保険料 4,966円</p> <p>4) 納付方法</p> <p style="margin-left: 20px;">第1号被保険者</p> <p style="margin-left: 40px;">イ) 特別徴収 年金額が年額18万円 (月額15,000円)以上の者</p> <p style="margin-left: 40px;">・対象者 3,155人(19年3月末現在)</p> <p style="margin-left: 40px;">・納期 年6回(年金から引かれる。)</p> <p style="margin-left: 40px;">ロ) 普通徴収 年金額が年額18万円 (月額15,000円)未満の者</p> <p style="margin-left: 40px;">・対象者 873人(19年3月末現在)</p> <p style="margin-left: 40px;">・納期 年8回(8月から3月までの月末)</p> <p style="margin-left: 20px;">第2号被保険者</p> <p style="margin-left: 40px;">医療保険と一括徴収(国保や健保等)</p> <p style="margin-left: 20px;">* 督促手数料: 100円</p> <p>5) 所得段階別の保険料一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階 29,796円(年額) 2,483円(月額) ・第2段階 29,796円(年額) 2,483円(月額) ・第3段階 44,694円(年額) 3,725円(月額) ・第4段階 59,592円(年額) 4,966円(月額) ・第5段階 74,490円(年額) 6,208円(月額) ・第6段階 89,388円(年額) 7,449円(月額) ・第7段階 104,560円(年額) 8,691円(月額) ・第8段階 119,184円(年額) 9,932円(月額) <p>6) 保険料の減免制度 災害その他特別な事情に対する減免</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【対象者】 志摩町に住む65歳以上（第1号被保険者）の者</p> <p>【利用者負担】 同左</p> <p>【経費負担】 同左</p> <p>【保険料】</p> <p>1) 対象者数 4,814人(19年3月末現在)</p> <p>2) 保険料段階 同左</p> <p>3) 基準月額保険料 同左</p> <p>4) 納付方法 同左</p> <p style="margin-left: 20px;">第1号被保険者</p> <p style="margin-left: 40px;">イ) 特別徴収 同左</p> <p style="margin-left: 40px;">・対象者 3,823人(19年3月末現在)</p> <p style="margin-left: 40px;">・納期 同左</p> <p style="margin-left: 40px;">ロ) 普通徴収 同左</p> <p style="margin-left: 40px;">・対象者 991人(19年3月末現在)</p> <p style="margin-left: 40px;">・納期 同左</p> <p style="margin-left: 20px;">第2号被保険者</p> <p style="margin-left: 40px;">同左</p> <p style="margin-left: 20px;">* 督促手数料: 同左</p> <p>5) 所得段階別の保険料一覧</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>6) 保険料の減免制度 同左</p>	<p>介護保険料については、新市において定める。なお、保険料は、給付費の抑制を図りながら、できるだけ低く設定できるよう努める。</p> <p>また、合併年度の残存期間の賦課徴収は、福岡県介護保険広域連合及び社会保険庁と協議し調整する。</p> <p>第1号被保険者の普通徴収の納期は、10期とする。</p> <p>低所得者に対する減免については、前原市の制度を新市に引き継ぐ。</p>

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	介護保険事業の取扱い(包括支援センター)	専門部会 (分科会)	健康福祉 (介護保険)	分科会長・担当者 前原市 松尾 さとみ	前 原 市 保険年金課 松尾 さとみ	二 丈 町 健康福祉課 満生 治幸	志 摩 町 健康福祉課 岡本 修
第16号							
調整内容	<p>1 介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。なお、二丈町、志摩町は、合併の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。 ただし、合併年度の残存期間の給付は、福岡県介護保険広域連合と協議し調整する。</p> <p>2 介護保険料については、合併前までに1市2町で協議し、新市において定める。なお、保険料は、給付費の抑制を図りながら、できるだけ低く設定できるよう努める。 また、合併年度の残存期間の賦課徴収は、福岡県介護保険広域連合及び社会保険庁と協議し調整する。</p> <p>3 第1号被保険者の普通徴収の納期は、6月から翌年の3月までの10期とする。</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容												
<p>【概要】 地域包括支援センターは、地域における次の業務を担う。</p> <p>介護予防マネジメント 総合相談・支援 被保険者に対する虐待防止・権利擁護事業 包括的・継続的マネジメント</p> <p>【職員】 前原市社会福祉協議会に委託</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【職員】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>所長</td> <td style="text-align: right;">1人(支部事務長兼務)</td> </tr> <tr> <td>主任介護支援専門員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>看護師(嘱託)</td> <td style="text-align: right;">4人</td> </tr> <tr> <td>事務職員(臨時)</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> </table> <p>【その他】 福岡県介護保険広域連合糸島支部で設置 (二丈町、志摩町と共同設置)</p>	所長	1人(支部事務長兼務)	主任介護支援専門員	1人	社会福祉士	1人	保健師	1人	看護師(嘱託)	4人	事務職員(臨時)	1人	<p>同左</p>	<p>新市において、公共的機関である社会福祉協議会に業務委託をする方向で検討する。</p>
所長	1人(支部事務長兼務)														
主任介護支援専門員	1人														
社会福祉士	1人														
保健師	1人														
看護師(嘱託)	4人														
事務職員(臨時)	1人														

協議第15号

協定項目17「公共的団体等の取扱い」について

このことについて、次のとおり提出する。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実状を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。

1 各市町共通の団体について

(1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。

(2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整する。

2 各市町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

平成20年2月21日

糸島1市2町合併協議会

会長 松本嶺男

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	公共的団体等の取扱い(国際交流)	専門部会 (分科会)	行財政 (企画)	分科会長・担当者 前原市 洞 孝文	前 原 市 経営企画課 馬場 貢	二 丈 町 企画調整課 谷口 俊弘	志 摩 町 企画課 扇 清人
第 17 号							
調整内容	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実状を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</p> <p>1 各市町共通の団体について (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。 (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。 (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整する。</p> <p>2 各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。</p>						
前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状			志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容		
<p>【前原市国際交流協会】</p> <p>設置目的 本市が持つ特性を生かし、地域の交流団体等と協働して市民主体の国際交流を推進することにより、前原市が目指す国際的で魅力ある「人と自然が共生する文化創造都市まえばる」の創造に寄与することを目的として設置</p> <p>設立 1997年(平成9年)4月18日</p> <p>会員数 507(平成19年4月現在) [個人415、家族77、事業所4、団体11]</p> <p>理事長 西原幸作</p> <p>友好団体締結 平成10年 大韓民国 金海文化院(金海市)</p> <p>事業内容 韓国金海市派遣(受入)事業(小中学生相互訪問) 青浦区対外友好協会代表団受入事業 文化交流訪問団派遣事業(中国上海市青浦区・韓国金海市) 外国語講座、世界の料理教室 市民まつり時に国際交流コーナー・世界の料理コーナー設置 会員交流事業(留学生との交流等) ボランティア登録派遣事業、会報誌発行(年3回) など</p>			<p>新市の枠組での再編を促す。</p>				

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	公共的団体等の取扱い(福祉)	専門部会 (分科会)	健康福祉 (福祉)	分科会長・担当者 前原市 波多江 隆昭	前 原 市 福祉課 波多江 隆昭	二 丈 町 健康福祉課 満生 治幸	志 摩 町 健康福祉課 岡本 修
第 17 号							
調整内容	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実状を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。 1 各市町共通の団体について (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。 (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。 (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整する。 2 各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
【1市2町類似のもの】	【1市2町類似のもの】	【1市2町類似のもの】	
糸島地区身体障害者福祉協会連合会	同 左	同 左	新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整に努める。
前原市身体障害者福祉協会	二丈町身体障害者福祉協会	志摩町身体障害者福祉協会	
糸島地区手をつなぐ親の会	同 左	同 左	新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整に努める。
前原市手をつなぐ親の会	二丈町手をつなぐ親の会	志摩町手をつなぐ親の会	
糸島地区母子寡婦福祉会	同 左	同 左	新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整に努める。
前原市母子寡婦福祉会	二丈町母子寡婦福祉会	志摩町母子寡婦福祉会	
糸島地区遺族連合会	同 左	同 左	新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整に努める。
前原市遺族会	二丈町遺族会	志摩町遺族会	
糸島傷痍軍人会	同 左	同 左	新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整に努める。
前原市傷痍軍人会	二丈町傷痍軍人会		
糸島地区老人クラブ連合会	同 左	同 左	新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整に努める。
前原市老人クラブ連合会	二丈町老人クラブ連合会	志摩町老人クラブ連合会	
前原市保育協会		志摩町保育園連盟	新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整に努める。
糸島地区精神障害者家族会	同 左	同 左	すでに一体化されている団体である。 (調整の必要なし)
糸島保護区保護司会	同 左	同 左	すでに一体化されている団体である。 (調整の必要なし)
糸島保護区保護司会前原支部	糸島保護区保護司会二丈支部	糸島保護区保護司会志摩支部	
福岡人権擁護委員協議会糸島ブロック	同 左	同 左	国・県の指導等に基づき設置された団体であり、関係機関の助言・指導等をもとにそのあり方について協議していく。
前原市人権擁護委員会	二丈町人権擁護委員会	志摩町人権擁護委員会	
前原市民生委員児童委員協議会	二丈町民生委員児童委員協議会	志摩町民生委員児童委員協議会	国・県の指導等に基づき設置された団体であり、関係機関の助言・指導等をもとにそのあり方について協議していく。

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目 第 17 号	公共的団体等の取扱い(保健衛生)	専門部会 (分科会)	健康福祉 (国保健康)	分科会長・担当者 志摩町 久保 秀明	前 原 市 健康づくり課 瀬戸 澄男	二 丈 町 健康福祉課 満生 治幸	志 摩 町 健康福祉課 岡本 修
調整内容	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実状を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。 1 各市町共通の団体について (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。 (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。 (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整する。 2 各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
糸島食品衛生協会	同 左	同 左	すでに一体化されている団体である。 (調整の必要なし)
前原市食生活改善推進会	二丈町食生活改善推進会	志摩町ニコニコ健康クラブ	新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整に努める。
前原市献血推進協議会	二丈町献血推進協議会	志摩町献血推進協議会	新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整に努める。
	株式会社リフレッシュ二丈 ・二丈町82%出資 ・JA糸島12.4%出資 ・福岡銀行5.6%出資		健康ふれあい施設きらの湯の管理運営を主な業務とし、現行のとおり新市に引き継ぐ。

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目 第 17 号	公共的団体等の取扱い(土地改良区)	専門部会 (分科会)	産業建設 (農林)	分科会長・担当者 前原市 波多江 隆春	前 原 市 農林水産課 波多江 隆春	二 丈 町 産業振興課 重 正善	志 摩 町 土木課長 坂本 一男
調整内容	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実状を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。 1 各市町共通の団体について (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。 (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。 (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整する。 2 各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
<p>【名称】 前原市土地改良区</p> <p>【組織】 総代 50人 任期 平成18年4月13日から平成22年4月12日まで</p> <p>理事 17人 監事 3人 任期 平成16年4月29日から平成20年4月28日まで</p> <p>土地改良区職員 5人</p>	<p>【名称】 二丈町土地改良区</p> <p>【組織】 総代 41人 任期 平成17年3月7日から平成21年3月6日まで</p> <p>理事 11人 監事 3人 任期 平成17年4月1日から平成21年3月31日まで</p> <p>土地改良区職員 1人 (任期2年) 任期 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで</p>	<p>【名称】 志摩町土地改良区</p> <p>【組織】 総代 42人 任期 平成17年4月1日から平成21年3月31日まで</p> <p>理事 10人 監事 3人 任期 平成19年6月1日から平成23年5月31日まで</p> <p>土地改良区職員 無 (町へ事務委託)</p>	<p>各市町共通の団体であるが、組織運営及び各種土地改良事業等において相違があり、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p>

糸島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	公共的団体等の取扱い(農政)	専門部会 (分科会)	産業建設 (農政)	分科会長・担当者 前原市 三苫 幸雄	前 原 市 農業委員会 富岡 隆治	二 丈 町 産業振興課 重 正善	志 摩 町 産業振興課 西 重兼
第 17 号							
調整内容	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実状を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</p> <p>1 各市町共通の団体について</p> <p>(1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。</p> <p>(2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整する。</p> <p>2 各市町独自の団体について</p> <p>原則として、現行のとおりとする。</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
糸島農業協同組合	同 左	同 左	すでに一体化されている団体で調整の必要はない。
ふくおか県酪農業協同組合	同 左	同 左	すでに一体化されている団体で調整の必要はない。
筑前福岡農業共済組合	同 左	同 左	すでに一体化されている団体で調整の必要はない。

糸島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目 第 17 号	公共的団体等の取扱い(水産)	専門部会 (分科会)	産業建設 (水産)	分科会長・担当者 志摩町 西 重兼	前 原 市 農林水産課 波多江隆春	二 丈 町 産業振興課 重 正善	志 摩 町 産業振興課 西 重兼
調整内容	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実状を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</p> <p>1 各市町共通の団体について (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。 (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。 (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整する。</p> <p>2 各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	具体的な調整内容
糸島漁業協同組合 ・加布里支所	同左 ・深江支所 ・福吉支所	同左 ・本所(岐志新町) ・野北支所 ・芥屋支所 ・姫島支所 ・船越支所	平成17年4月1日付けで、福吉、船越漁協を含めた糸島漁協の合併一本化が図れたことから、調整の必要はない。
		株式会社 志摩海洋センター ・志摩町 51%出資	船舶の保管、管理等を主な業務とする志摩町独自の団体であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	公共的団体等の取扱い(商工観光)	専門部会 (分科会)	産業建設 (商工観光)	分科会長・担当者 前原市 井上 日出海	前 原 市 商工観光課 井上 日出海	二 丈 町 産業振興課 重 正善	志 摩 町 産業振興課 西 重兼
第 17 号							
調整内容	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実状を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</p> <p>1 各市町共通の団体について (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。 (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。 (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整する。</p> <p>2 各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
<ul style="list-style-type: none"> ・前原市商工会 (商工協同組合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・二丈町商工会 (商工協同組合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・志摩町商工会 (商工協同組合) 	<p>糸島地区の商工業の振興を推進するために組織の一体性の確立が必要であり、福岡県商工会連合会の助言指導等をもとに、新市において調整する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・前原市観光協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・二丈町観光協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・志摩町観光協会 	<p>糸島地区の観光の振興を推進するために組織の一体性の確立が必要であり、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・糸島地区シルバー人材センター ・(財)前原市管理公社 <p>【設置目的】 中小企業従事者の福祉に関する事業を総合的に行い雇用の安定を図る。 市の公共施設の管理などについて委託を受け、運営を効果的に行うとともに、地域住民の生活の向上、福祉増進に寄与する。</p> <p>【事業内容】 (1) 中小企業の従事者の福祉を増進し、中小企業の労働力の確保及び雇用の安定に資する事業 (2) 前原市から委託を受けた公共施設の整備及び管理運営に関する事業 (3) 住民の文化、教養及び福祉の向上に関する事業 (4) その他公社の目的を達成するために必要な事業</p> <p>【構成】 嘱託職員5人、嘱託員3人、臨時職員3人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・糸島地区シルバー人材センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・糸島地区シルバー人材センター 	<p>すでに一体化されている団体であり、調整の必要はない。</p> <p>前原市だけの団体であり、原則として、現行のとおりとする。 ただし、公社存続について現在検討しており、平成19年度中にその方向性を示すことにしている。</p>

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目 第 17 号	公共的団体等の取扱い(土地開発公社)	専門部会 (分科会)	産業建設 (商工観光)	分科会長・担当者 前原市 井上 日出海	前 原 市 企業立地課 柴田 潔	二 丈 町 企画調整課 谷口 俊弘	志 摩 町 都市計画課 高崎 喜久男
調整内容	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実状を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。 1 各市町共通の団体について (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。 (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。 (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整する。 2 各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調 整 の 具 体 的 内 容
前原市土地開発公社 【目的】 公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。 【役員】 理事長 1人 副理事長 1人 理事 5人 監事 2人 (平成19年度現在) 【役員任期】 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 【経営状況】(平成18年度) 資産 666,671,478円 負債 622,186,334円 資本 3,000,000円 【業務の範囲】 土地の取得、造成その他管理及び処分 【19年度予算】 収益的支出 5,010千円 資本的支出 597,112千円	二丈町土地開発公社 平成17年1月解散	土地開発公社 なし	前原市だけにある団体であるが、企業誘致の受け皿となる団地整備及び公共用地等の先行取得のためには必要であり、新市に引き継ぐ。

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	公共的団体等の取扱い(社会教育)	専門部会 (分科会)	文化教育 (社会教育)	分科会長・担当者 前原市 宗 哲夫	前 原 市 生涯学習課 宗 哲夫	二 丈 町 教育課 松崎 治幸	志 摩 町 社会教育課 相田 茂喜
第 17 号							
調整内容	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実状を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</p> <p>1 各市町共通の団体について (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。 (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。 (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整する。</p> <p>2 各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	具体的な調整内容
1 市 2 町類似のもの 1 1 市 2 町で構成する団体 ・福岡県青少年健全育成県民会議糸島地区会 ・糸島区小中学校 P T A 連絡協議会 ・糸島区小学校 P T A 連合会 ・糸島地区子ども会育成会連絡協議会 ・糸島地区子ども会指導者の会	1 1 市 2 町で構成する団体 ・同 左	1 1 市 2 町で構成する団体 ・同 左	新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実状を尊重しながら、新市の組織に移行するよう調整する。
・糸島地区社会教育振興協議会(以下の組織で構成) 糸島地区社会教育委員連絡協議会 糸島地区体育指導委員協議会 糸島地区視聴覚ライブラリー 糸島地区体育協会 ・糸島地区ボランティア派遣事業運営委員会	・同 左	・同 左	新市の教育委員会の業務に速やかに移行する。
・糸島地区高齢者はつらつ活動拠点事業実行委員会		・前原市と同じ	県の委託事業で設置された団体であるため、そのあり方について協議していく。
・糸島地区体育協会	・同 左	・同 左	1 市 2 町体育協会・糸島郡体育協会と速やかに新市体育協会に統合するよう調整する。
2 市単位で構成する団体 ・前原市 P T A 連絡協議会 ・前原市青年団 ・前原市子ども会育成会連絡協議会 ・前原市青少年育成市民会議 ・前原市体育協会 ・前原市スポーツ少年団	2 町単位で構成する団体 ・二丈町 P T A 連絡協議会 ・二丈町子ども会育成会連絡協議会 ・二丈町青少年育成町民会議 ・二丈町体育協会 ・二丈町スポーツ少年団 (町体育協会の傘下)	2 町単位で構成する団体 ・志摩町 P T A 連絡協議会 ・志摩町子ども会育成会連絡協議会 ・志摩町青少年育成町民会議 ・志摩町体育協会 ・志摩町スポーツ少年団	新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合・再編・廃止するよう調整する。
	3 郡単位で構成する団体 ・糸島郡体育協会	3 郡単位で構成する団体 ・同左	1 市 2 町体育協会・糸島地区体育協会と速やかに新市体育協会に統合するよう調整する。

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目 第 17 号	公共的団体等の取扱い(人権・同和教育)	専門部会 (分科会)	文化教育 (人権・同和教育)	分科会長・担当者 二丈町 松崎 治幸	前 原 市 生涯学習課 竹原 一三	二 丈 町 教育課 松崎 治幸	志 摩 町 社会教育課 相田 茂喜
調整内容	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実状を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。 1 各市町共通の団体について (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。 (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。 (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整する。 2 各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
糸島地区人権・同和教育推進協議会	糸島地区人権・同和教育推進協議会	糸島地区人権・同和教育推進協議会	1市2町で設立した団体のため、廃止して、新市で人権・同和教育推進協議会を設置する。 (理由) 新市での人権・同和教育問題をはじめとする啓発の拠点となるため。
市人権・同和教育研究会	町人権・同和教育研究会	町人権・同和教育研究会	新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。 (理由) 人権・同和教育問題をはじめとする自主的研究実践・啓発推進団体であるため。

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目 第 17 号	公共的団体等の取扱い(文化)	専門部会 (分科会)	文化教育 (文化)	分科会長・担当者 前原市 久保 静代	前 原 市 文化課 久保 静代	二 丈 町 教育課 松崎 治幸	志 摩 町 社会教育課 相田 茂喜
調整内容	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実状を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。 1 各市町共通の団体について (1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合できるように調整する。 (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。 (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整する。 2 各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
1市2町類似のもの (1) 前原市文化協会	1市2町類似のもの (1) 二丈町文化協会	1市2町類似のもの (1) 志摩町文化協会	合併時に統合できるよう調整する。

協議第16号

協定項目19「町・字名の取扱い」について

このことについて、次のとおり提出する。

- 1 字の区域は、現行のとおりとする。
- 2 字の名称の表示は、次のとおりとする。
 - (1) 前原市については、「大字」の表記を削除した名称とする。
 - (2) 二丈町については、旧自治体名から「町」を削除した名称を付し、「大字」の表記を削除した名称とする。
 - (3) 志摩町については、旧自治体名から「町」を削除した名称を付し、「大字」の表記を削除した名称とする。

平成20年2月21日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	町・字名の取扱い	専門部会 (分科会)	行財政 (総務)	分科会長・担当者 志摩町 古川 光規	前 原 市 総務課 井上 真俊範	二 丈 町 総務課 吉田 秀利	志 摩 町 企画課 扇 清人
第 19 号							
調整内容	1 字の区域は、現行のとおりとする。 2 字の名称の表示は、次のとおりとする。 (1) 前原市については、「大字」の表記を削除した名称とする。 (2) 二丈町については、旧自治体名から「町」を削除した名称を付し、「大字」の表記を削除した名称とする。 (3) 志摩町については、旧自治体名から「町」を削除した名称を付し、「大字」の表記を削除した名称とする。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
大字名 高田、池田、板持、志登、潤、波多江、浦志、泊油比、新田、前原、荻浦、大浦、東、神在、岩本千早新田、加布里、白糸、川付、長野、飯原、本瀬戸、雷山、高上、山北、三坂、香力、八島蔵持、有田、富、多久、篠原、瑞梅寺、井原三雲、曾根、井田、高来寺、大門、高祖、末永西堂、王丸、川原 町 名 美咲が丘一丁目～四丁目、南風台一丁目～八丁目 前原中央一丁目～三丁目、前原西一丁目～五丁目 前原北一丁目～四丁目、前原東一丁目～三丁目 前原南一丁目～二丁目、前原駅南一丁目～三丁目 篠原西一丁目～三丁目、篠原東一丁目～三丁目 有田中央一丁目・二丁目、浦志一丁目～三丁目 潤一丁目～四丁目、波多江駅北一丁目～四丁目 波多江駅南一丁目・二丁目、板持一丁目・二丁目 高田一丁目～五丁目 合 計 大字名 47、 町名 60	大字名 石崎、一貴山、片山、上深江、鹿家、武、田中長石、浜窪、波呂、深江、福井、松末、松国満吉、吉井 合 計 大字名 16	大字名 稲留、吉田、井田原、松隈、馬場、津和崎、初師吉、小金丸、桜井、野北、小富士、御床東貝塚、西貝塚、久家、船越、新町、岐志芥屋、姫島、稲葉 合 計 大字名 22	1 字の区域は、現行のとおりとする。 2 字の名称の表示は、次のとおりとする。 (1) 前原市については、「大字」の表記を削除した名称とする。 (2) 二丈町については、旧自治体名から「町」を削除した名称を付し、「大字」の表記を削除した名称とする。 (3) 志摩町については、旧自治体名から「町」を削除した名称を付し、「大字」の表記を削除した名称とする。 【例】 ・前原市大字高田 市高田 ・糸島郡二丈町大字石崎 市二丈石崎 ・糸島郡志摩町大字稲留 市志摩稲留
参考(平成19年3月末) 人 口 68,727人 世帯数 24,292世帯	参考(平成19年3月末) 人 口 13,594人 世帯数 4,581世帯	参考(平成19年3月末) 人 口 17,834人 世帯数 5,775世帯	

協議第17号

協定項目23「都市計画の取扱い」について

このことについて、次のとおり提出する。

- 1 都市計画マスタープランについては、新市において新計画を策定する。
なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- 2 都市計画決定された各種計画については、新市に引き継ぐ。
- 3 都市計画事務及び事業については、新市基本計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。
なお、個々の事務事業については、次の区分により調整する。
 - (1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの
 - (2) 合併時まで調整するもの
 - (3) 新市において調整するもの

平成20年2月21日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	都市計画の取扱い(計画策定事務)	専門部会 (分科会)	産業建設 (都市計画)	分科会長・担当者 志摩町 高崎喜久男	前 原 市	二 丈 町	志 摩 町
第23号					都市計画課 仲田 定美	都市整備課 吉村 靖博	都市計画課 高崎 喜久男
調整内容	<p>1 都市計画マスタープランについては、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 都市計画決定された各種計画については、新市に引き継ぐ。</p> <p>3 都市計画事務及び事業については、新市基本計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。 なお、個々の事務事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの (2) 合併時まで調整するもの (3) 新市において調整するもの</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	具体的な調整内容
<p>〔1〕都市計画マスタープラン 【目的】 本市の20年後のまちづくりを進めるための指針 【概要】 計画目標年度 平成32年度 計画人口 92,000人 基本理念 人にやさしく、活気あふれる美しい田園・文化都市 まちづくりの基本方針 1、ゆとりある、歩いて生活できる居住のまちづくり 2、多様な世代・市民に対応したバランスのとれたまちづくり 3、日常生活をはじめ産業などを支える都市基盤が確立したまちづくり 4、歴史と文化の薫る魅力あふれる交流のまちづくり 5、農業を大事にし、環境にやさしく、豊かな自然を生かすまちづくり 計画策定日 平成14年5月22日</p> <p>〔2〕都市計画区域及び線引き 行政区域 10,450ha 都市計画区域 6,931ha 当初決定日 昭和45年12月28日 都市計画区域外 3,519ha 市街化区域 758ha 市街化調整区域 6,173ha 計画決定日 昭和58年7月15日 *都市計画基礎調査実施年度 平成19年度 *都市計画図最終修正 平成15年3月 デジタル方式</p> <p>〔3〕用途地域 第1種低層住居専用地域 214.0ha 第1種中高層住居専用地域 58.0ha 第1種住居地域 377.0ha 第2種住居地域 6.5ha 準住居地域 6.1ha 近隣商業地域 10.0ha 商業地域 27.0ha 準工業地域 59.0ha 合 計 758.0ha 当初決定日 昭和47年11月1日</p>	<p>〔1〕都市計画マスタープラン 【目的】 本町の20年後のまちづくりを進めるための指針 【概要】 計画目標年度 平成33年度 計画人口 17,000人(中間年次平成23年度) 将来都市像 健康で安全・安心な暮らしができる快適環境のまち まちづくりの基本方針 1、水と緑の豊かなまちをつくる 2、健康で、快適な生活ができるまちをつくる 3、いきいき交流するまちをつくる 4、人にやさしいまちをつくる 5、みんなが参加してまちをつくる 計画策定日 平成14年4月30日</p> <p>〔2〕都市計画区域及び線引き 行政区域 5,707ha 都市計画区域 3,405ha 当初計画決定日 昭和61年4月1日 都市計画区域外 2,302ha 市街化区域 非線引 市街化調整区 非線引 *都市計画基礎調査実施年度 平成18年度 *都市計画図最終修正 平成14年2月 ラスター方式</p> <p>〔3〕用途地域 第1種低層住居専用地域 15.0ha 第2種低層住居専用地域 54.0ha 第1種住居地域 102.0ha 準住居地域 5.0ha 近隣商業地域 3.9ha 商業地域 3.1ha 準工業地域 16.0ha 合 計 199.0ha 当初決定日 昭和61年4月1日</p>	<p>〔1〕都市計画マスタープラン 【目的】 本町の20年後のまちづくりを進めるための指針 【概要】 計画目標年度 平成32年度 計画人口 18,000人(中間年次平成22年度) 基本理念 田園風景につつまれた環境共生と快適居住のまち志摩 まちづくりの基本方針 1、環境と調和した多自然居住のまちづくり 2、農漁業と都市生活とが調和したまちづくり 3、環境レクリエーション・芸術文化のまちづくり 4、研究学園と生涯学習のまちづくり 計画策定日 平成10年12月28日</p> <p>〔2〕都市計画区域及び線引き 行政区域 5,454ha 都市計画区域 5,385ha 当初決定年月日 昭和62年4月1日 都市計画区域外 69ha 市街化区域 169ha 市街化調整区域 5,216ha 計画決定日 平成14年2月1日 *都市計画基礎調査実施年度 平成19年度 *都市計画図最終修正 平成14年2月 ラスター方式</p> <p>〔3〕用途地域 第1種低層住居専用地域 28.0ha 第2種低層住居専用地域 56.0ha 第1種中高層住居専用地域 30.0ha 第1種住居地域 55.0ha 合 計 169.0ha 当初決定日 昭和62年4月1日</p>	<p>・新市において新計画を策定する。 なお、新計画を策定するまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>・現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、線引き制度は、土地利用計画及び都市計画に関する最も重要な制度であるが、二丈町は非線引き(未導入)であり、統一した土地利用計画及び都市計画を行うため新市において調整を図る。</p> <p>・現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

糸島1市2町課題調整案

協定項目	都市計画の取扱い(計画策定事務)	専門部会 (分科会)	産業建設 (都市計画)	分科会長・担当者 志摩町 高崎喜久男	前原市 都市計画課 仲田 定美	二丈町 都市整備課 吉村 靖博	志摩町 都市計画課 高崎 喜久男
第23号							
調整内容	<p>1 都市計画マスタープランについては、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 都市計画決定された各種計画については、新市に引き継ぐ。</p> <p>3 都市計画事務及び事業については、新市基本計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。 なお、個々の事務事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの (2) 合併時まで調整するもの (3) 新市において調整するもの</p>						

前原市の現状	二丈町の現状	志摩町の現状	具体的な調整内容
<p>〔9〕公共下水道 【概要】 名称 前原終末処理場 面積 約60,020㎡ 備考 計画処理面積 約 1,110ha 計画処理人口 約67,000人 日最大処理水量 約36,000㎥/日 当初決定日 昭和57年11月29日</p> <p>〔10〕都市計画駐車場 【概要】 前原自転車駐車場 面積 630㎡ (収容台数670台) 当初決定日 昭和60年9月26日</p> <p>〔11〕その他の都市施設 【概要】 名称 し尿処理施設 筑泉荘 面積 約12,800㎡ 備考 処理能力 163k /日 当初決定日 平成4年2月17日</p>	<p>〔9〕公共下水道(都市下水路) 【概要】 施設 排水区域面積 31ha 当初決定日 平成4年10月8日</p> <p>〔10〕都市計画駐車場 【概要】 施設 面積 425.4㎡ (収容台数237台) 当初決定日 昭和61年12月12日</p> <p>〔11〕その他の都市施設 【概要】 名称 火葬場(糸島斎場) 面積 29,000㎡ 火葬炉数 5基 当初決定日 平成10年6月15日</p>	<p>〔9〕公共下水道 【概要】 放流渠 約70m 処理施設 名称 黒磯浄化センター 面積 約4,800㎡ 計画人口 約6,600人 計画処理能力水量 約700㎥/日 当初決定日 平成4年2月15日</p> <p>〔10〕都市計画駐車場 該当なし</p> <p>〔11〕その他の都市施設 【概要】 名称 ごみ処理場(糸島クリーンセンター) 面積 90,000㎡ 処理能力 200 t /日 当初決定日 平成9年3月12日</p>	<p>・現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>・現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>・現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	都市計画の取扱い(開発行為の指導事務)	専門部会 (分科会)	産業建設 (都市計画)	分科会長・担当者 志摩町 高崎喜久男	前 原 市 都市計画課 仲田 定美	二 丈 町 都市整備課 吉村 靖博	志 摩 町 都市計画課 高崎 喜久男
第23号							
調整内容	<p>1 都市計画マスタープランについては、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 都市計画決定された各種計画については、新市に引き継ぐ。</p> <p>3 都市計画事務及び事業については、新市基本計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。 なお、個々の事務事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの (2) 合併時まで調整するもの (3) 新市において調整するもの</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	具体的な調整内容
<p>〔1〕開発行為等に関する指導要綱</p> <p>【目的】 調和のとれた土地利用と秩序ある都市形成を図るため、開発行為及び一定規模以上の建築行為について、一定基準を定め事業者の積極的な協力を求めて適切な指導と規制を行い、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動と公共の福祉の増進を期することを目的とする。</p> <p>【適用範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 2. 開発行為又は建築行為で自己の居住用以外の2戸以上の住宅 3. 建築行為で、その敷地の規模が1,000㎡以上のもの(自己の居住の用に供する住宅を除く。) <p>【事務手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者によって関係各課協議を行う。 2. 申請者が市に事前協議書を提出する。 3. 申請者と市において協定を締結する。 4. 工事着手届を提出する。 5. 工事完了届を提出する。 6. 完了検査 7. 検査済証の発行 	<p>〔1〕開発指導要綱</p> <p>【目的】 二丈町内で住宅地造成などの事業を行う者に対し、公共施設等の整備に関し合理的かつ適正な施工と応分の負担を求め、住宅地造成区域内外の環境を保全するとともに、調和のとれた秩序ある町域の開発をして、町の健全な発展に資する。</p> <p>【適用範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開発区域の面積が1,000㎡以上の開発事業 2. 自己用の居住用以外の建築物で建設戸数が5戸以上の開発事業 3. 工場等は1棟以上の開発事業 4. その他町長が必要と認める開発事業 <p>【事務手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者から開発事前協議書を都市整備課に提出する。 2. 町の関係課による開発指導委員会で協議を行う。 3. 町から申請者へ回答書を交付する。 4. 回答書に基づき申請者と協議する。 5. 協議が整い次第、開発申請書を都市整備課に提出する。 6. 「開発事業に関する協定書」を事業者と町で結ぶ。 7. 工事施工 8. 町による公共施設の検査 	<p>〔1〕環境保全条例</p> <p>【目的】 自然環境の保全の基本となる事項及び住みよい町づくりを推進するための土地開発の基準等を定め、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に努めることを目的とする。</p> <p>【適用範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画法第4条第12項に規定する行為で面積が、1,000㎡以上のもの 2. 1に該当する行為で、土地の形状変更を伴わない自己の居住用に供する住宅は除く。 3. 開発行為又は建築行為で、分譲を目的とする開発面積が1,000㎡未満であっても、隣接して行う開発が一体的なもので、その面積を合わせて1,000㎡以上となる場合のもの 4. 農地の形状変更で3,000㎡を超え、かつ、切盛差が1.0m以上のもの 5. 土地の埋立て、土砂の採取等で面積が1,000㎡以上のもの。ただし、他の法令等による許認可を受けたものを除く。 6. 土地の形状変更を伴わない住宅以外の建築行為で、建築面積が500㎡以上のもの。 7. その他町長がこの条例の適用を必要と認めた開発行為 <p>【事務手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開発協議書(地元行政区長及び水利組合の承諾書等添付)を都市計画課に提出する。 2. 志摩町環境保全審議会又は土地開発審査会に諮る。 3. 町の関係課との協議を行う。 4. 「土地開発事業に関する協定書」を事業者と町で結ぶと共に開発行為等の同意書を交付する。 5. 宅地造成以外の開発行為を行う事業者は、協定書の取り交わしと同時に造成工事見積額の5%を開発保証金として町に納付する。 6. 工事施工 7. 町による公共施設等の検査 8. 完了検査及び検査済証の交付 	<p>・合併時まで調整し、条例を制定する。</p>

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	都市計画の取扱い(開発行為の指導事務)	専門部会 (分科会)	産業建設 (都市計画)	分科会長・担当者 志摩町 高崎喜久男	前 原 市 都市計画課 仲田 定美	二 丈 町 都市整備課 吉村 靖博	志 摩 町 都市計画課 高崎 喜久男
第23号							
調整内容	<p>1 都市計画マスタープランについては、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 都市計画決定された各種計画については、新市に引き継ぐ。</p> <p>3 都市計画事務及び事業については、新市基本計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。 なお、個々の事務事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの (2) 合併時まで調整するもの (3) 新市において調整するもの</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	具体的な調整内容
<p>【開発負担金】 6戸以上の共同住宅、6区画以上の分譲宅地に適用される。 算出方法：(計画戸数 - 5戸) × 10万円</p> <p>施行日 昭和61年9月1日</p> <p>【その他】 ・都市計画法による開発許可申請(市街化区域内1,000㎡以上及び市街化調整区域における開発行為) ・都市計画区域外は、10,000㎡以上の開発は許可を要する。</p> <p>(2) 中高層建築物の指導要綱</p> <p>【目的】 中高層建築物の建築主等に対する指導の基準を定めることにより、建築に伴う紛争を未然に防止することを目的とする。</p> <p>【適用範囲】 高さが10mを超える建築物を建築する場合に該当する。</p> <p>【事務手順】 1. 建築主は工事に入る前に周辺住民等にその計画について説明を行わなければならない。 2. 説明を行った後、その説明内容を示した報告書を市に提出する。</p> <p>施行日 平成2年8月1日</p> <p>(3) カラオケボックス及びゲームセンターの設置に関する指導要綱</p> <p>【目的】 カラオケボックス及びゲームセンターの設置事業者に対して適切な指導を行い協力を求め、青少年の健全な育成と市民の良好な生活環境を保持することを目的とする。</p> <p>【事務手順】 1. 建築協議(内容審査)を行う。 2. 近隣住民に対し説明した内容を示した報告書を市に提出する。 3. 市はその報告書の内容について近隣住民に確認する。</p> <p>施行日 平成5年2月1日</p>	<p>【開発負担金】 1. 宅地造成の場合 金額 1区画当たり 10万円 (納付時期 工事完了届提出前) 2. 集合住宅の場合 金額 1戸当たり 10万円 (納付時期 建築確認済証の交付の日)</p> <p>施行日 平成2年12月25日</p> <p>【その他】 ・都市計画法による開発許可申請(都市計画区域内3,000㎡以上) ・同左</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p>	<p>【開発負担金】 なし</p> <p>施行日 平成5年6月29日</p> <p>【その他】 ・都市計画法による開発許可申請(市街化区域内1,000㎡以上及び市街化調整区域における開発行為) ・同左</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p>	<p>・合併時まで、廃止の方向で調整する。</p> <p>・合併時まで、前原市の例により調整する。</p> <p>・合併時まで、前原市の例により調整する。</p>

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	都市計画の取扱い(土地区画整理)	専門部会 (分科会)	産業建設 (都市計画)	分科会長・担当者 志摩町 高崎喜久男	前 原 市 都市計画課 仲田 定美	二 丈 町 都市整備課 吉村 靖博	志 摩 町 都市計画課 高崎 喜久男
第23号							
調整内容	<p>1 都市計画マスタープランについては、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 都市計画決定された各種計画については、新市に引き継ぐ。</p> <p>3 都市計画事務及び事業については、新市基本計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。 なお、個々の事務事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの (2) 合併時までに調整するもの (3) 新市において調整するもの</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	具体的な調整内容
<p>土地区画整理事業</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設(道路、公園等)の整備改善 ・ 宅地の利用増進 ・ 土地の区画形質の変更 <p>【内容】</p> <p>整備が必要とされる地区において、その一定の区域内で土地所有者等から、所有する土地の面積や位置などに応じて土地の一部提供(減歩)を受け、これを道路・公園などの公共施設用地等に当て、整備することによって残りの土地(宅地)の利用価値を高め、健全な市街地の形成を図る事業</p> <p>【事業実施地区】</p> <p>1. 荻浦土地区画整理事業(美咲が丘)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積 約31.3ha ・ 計画人口 2,550人 ・ 計画戸数 760戸 ・ 施行期間 平成12年3月31日 ・ 事業主体 荻浦土地区画整理組合 <p>2. 前原土地区画整理事業(南風台)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積 約50.6ha ・ 計画人口 5,000人 ・ 計画戸数 1,380戸 ・ 施行期間 平成17年3月31日 ・ 事業主体 都市基盤整備公団 <p>【計画調査地区】</p> <p>1. 前原西地区(H9,H11)...大字前原</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成9年度 A調査実施 ・ 平成11年度 B1調査実施 <p>2. 前原東地区(H11,H13)...大字篠原、大字浦志</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成11年度 A調査実施 ・ 平成12年度 新駅可能性調査実施 ・ 平成13年度 B1調査実施 ・ 平成14年度 まちづくり関連調査実施 ・ 平成16年度 B2調査実施 	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>・ 現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	都市計画の取扱い(道路後退用地整備)	専門部会 (分科会)	産業建設 (都市計画)	分科会長・担当者 志摩町 高崎喜久男	前 原 市 都市計画課 仲田 定美	二 丈 町 都市整備課 吉村 靖博	志 摩 町 都市計画課 高崎 喜久男
第23号							
調整内容	<p>1 都市計画マスタープランについては、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 都市計画決定された各種計画については、新市に引き継ぐ。</p> <p>3 都市計画事務及び事業については、新市基本計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。 なお、個々の事務事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの (2) 合併時まで調整するもの (3) 新市において調整するもの</p>						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	具体的な調整内容																														
<p>建築行為等に係る道路後退用地購入</p> <p>【内容】 建築基準法に基づき、第42条第2項(4m未満)道路の、道路後退用地(セットバック部分)については、申し出による寄付行為である。</p>	<p>建築行為等に係る道路後退用地購入</p> <p>【目的】 建築主、土地所有者等及び町民の理解と協力のもとに、建築行為等に係る道路後退用地の整備を行うことにより、生活環境の向上を図り、もって安全で住み良い町づくりを行う。</p> <p>【内容】 都市計画区域内で建物を建てる時は、幅4m以上の道路に、その敷地が2m以上接続していなければならない。 4m未満の道路に2m以上接続し、県が建築可能であると認めた場合、道路の中心から2mの線を道路の境界とみなし、境界線までさがって建築物を建てることになる。(セットバック) このさがった部分の土地を町が購入し、道路として整備する。</p> <p>【事務手順】 1. 土地所有者より、境界協議申請書を提出 2. 土地家屋調査士に境界復元を依頼 3. 関係者により境界立会 4. 土地家屋調査士により地籍測量図の作成 5. 土地売買契約及び物件移転補償契約の締結 6. 土地家屋調査士により分筆登記 7. 町により所有権移転登記 8. 登記完了、物件撤去後に契約金の支払い 9. 町道に接している場合、舗装整備</p> <p>【買取等代金】 1. 土地買取代金 用途地域内 宅地 10,000円/m² 用途地域外 宅地 8,000円/m² 宅地以外 寄付</p> <p>2. 物件移転補償費 県用地対策連絡会の算出基準に基づき算定</p> <p>3. 実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">用地</td> <td style="text-align: center;">物件移転</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td style="text-align: center;">20件</td> <td style="text-align: center;">11件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td style="text-align: center;">25件</td> <td style="text-align: center;">22件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td style="text-align: center;">8件</td> <td style="text-align: center;">5件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td style="text-align: center;">7件</td> <td style="text-align: center;">7件</td> </tr> </table>		用地	物件移転	平成15年度	20件	11件	平成16年度	25件	22件	平成17年度	8件	5件	平成18年度	7件	7件	<p>建築行為に係る道路後退用地購入</p> <p>【目的】 同 左</p> <p>【内容】 同 左</p> <p>【事務手順】 同 左</p> <p>【買取等代金】 1. 土地買取代金 市街化区域内 10,000円/m² 市街化調整区域 8,000円/m²</p> <p>2. 物件移転補償費 平成17年度まで県用地対策連絡会の算出基準に基づき算定 限度額 60万円/1件当たり 平成18年度から廃止、物件補償なし</p> <p>3. 実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">用地</td> <td style="text-align: center;">物件移転</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td style="text-align: center;">12件</td> <td style="text-align: center;">6件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td style="text-align: center;">4件</td> <td style="text-align: center;">4件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td style="text-align: center;">10件</td> <td style="text-align: center;">4件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td style="text-align: center;">9件</td> <td style="text-align: center;">0件</td> </tr> </table>		用地	物件移転	平成15年度	12件	6件	平成16年度	4件	4件	平成17年度	10件	4件	平成18年度	9件	0件	<p>新市において、市全域の均衡を保つように現制度の趣旨、経緯及び実績を踏まえ、合併後最初の議会で(仮称)「狭あい道路の整備に関する条例」を制定する。 なお、条例が制定されるまでの間は、1市2町の現制度を新市に引き継ぐ。</p>
	用地	物件移転																															
平成15年度	20件	11件																															
平成16年度	25件	22件																															
平成17年度	8件	5件																															
平成18年度	7件	7件																															
	用地	物件移転																															
平成15年度	12件	6件																															
平成16年度	4件	4件																															
平成17年度	10件	4件																															
平成18年度	9件	0件																															

協議第18号

協定項目24「給食の取扱い」について

このことについて、次のとおり提出する。

- 1 小学校の給食については、自校方式とし、運営方法については、民間委託を推進する。
- 2 中学校の給食については、当分の間現行のとおり実施し、運営方法については、民間委託とする。

平成20年2月21日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	給食の取扱い	専門部会 (分科会)	文化教育 (学務)	分科会長・担当者 前原市 山口 文二	前 原 市 学校教育課 山口 文二	二 丈 町 教育課 松崎 治幸	志 摩 町 学校教育課 相田 博文
第 24 号							
調整内容	1 小学校の給食については、自校方式とし、運営方法については、民間委託を推進する。 2 中学校の給食については、当分の間現行のとおり実施し、運営方法については、民間委託とする。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
<p>【学校給食】</p> <p>(1) 完全給食 小学校9校 中学校3校 週5回実施</p> <p>(2) 調理方式 自校直営方式 小学校9校 中学校1校 自校委託方式 中学校2校</p> <p>(3) 給食費徴収方式 口座振替 小学校6校 中学校2校 行政区で集金 小学校3校 中学校1校</p> <p style="margin-left: 40px;">小学校 月額3,700円/人×11月(完全給食) 中学校 月額4,400円/人×11月(完全給食)</p> <p>(4) 給食実施場所 教室、食堂</p> <p>(5) 物資購入方法 各学校において、市内業者及び学校給食会等から購入</p> <p>(6) 献立作成 糸島地区学校給食会で基準献立表作成後に、その基準献立表に基づき各学校において決定</p> <p>(7) 給食調理員 小学校20人 中学校3人(市職員)</p> <p>(8) 給食調理員研修会 夏季休業中等に実施</p> <p>(9) その他 平成20年4月～東中は民間委託へ移行(契約済) 平成22年4月～小学校給食を順次民間委託予定</p>	<p>【学校給食】</p> <p>(1) 完全給食 小学校3校 中学校2校 週5回実施</p> <p>(2) 調理方式 自校委託方式 小学校3校 民営委託方式 中学校2校</p> <p>(3) 給食費徴収方式 口座振替 小学校2校 中学校2校 行政区で集金 小学校1校</p> <p style="margin-left: 40px;">小学校 月額3,700円/人×11月(完全給食) 中学校 月額4,300円/人×11月(完全給食)</p> <p>(4) 給食実施場所 教室</p> <p>(5) 物資購入方法 各学校において、町内業者及び学校給食会等から購入</p> <p>(6) 献立作成 糸島地区学校給食会で基準献立表作成後に、その基準献立表に基づき各学校において決定</p> <p>(7) 給食調理員 0人(町職員)</p>	<p>【学校給食】</p> <p>(1) 完全給食 小学校4校 中学校1校 中学校分校1校 週5回実施</p> <p>(2) 調理方式 自校直営方式 小学校4校 中学校分校1校 自校委託方式 中学校1校</p> <p>(3) 給食費徴収方式 口座振替 小学校2校 中学校1校 行政区で集金 小学校2校 小学校 月額3,700円/人×11月(完全給食) 中学校 月額4,400円/人×11月(完全給食)</p> <p>(4) 給食実施場所 教室、食堂</p> <p>(5) 物資購入方法 各学校において、町内業者及び学校給食会等から購入</p> <p>(6) 献立作成 糸島地区学校給食会で基準献立表作成後に、その基準献立表に基づき各学校において決定</p> <p>(7) 給食調理員 小学校9人(町職員)</p> <p>(8) 給食調理員研修会 夏季休業中等に実施</p> <p>(9) その他 20年4月～引津小、桜野小の給食を民間委託へ移行(契約済) 21年4月～可也小、姫島小、志摩中姫島分校の給食を民間委託予定</p>	<p>小学校の給食については、自校方式とし、運営方法については、民間委託を推進する。 中学校の給食については、当分の間現行のとおり実施し、運営方法については民間委託とする。</p> <p>【理由】 小学校の給食については、1市2町とも給食を行っているため、新市においても給食を実施する。 中学校の給食については、1市2町とも給食を行っているため、新市においても給食を実施する。</p>